

29 国 際 第 8 5 6 号

関税割当公表第82号の3

平成29年度の落花生の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、落花生（いってないものその他の加熱による調理をしていないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）＜注1＞の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成29年12月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品及び割当数量＜注2＞

ア バージニア・タイプ＜注3＞ 1, 200トン

イ 非バージニア・タイプ＜注3＞ 32, 000トン

2 通関期限 平成30年3月31日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 平成29年12月6日（水）から同年12月8日（金）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

平成29年度の落花生の関税割当てについて（平成29年3月10日付け28国

際第1309号関税割当公表第82号) 第5の1の資格による割当てを受けており、平成29年度内に当該割当数量の全量を通関することが確実である者

第5 割当基準

申請者に対する割当数量は、当該申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てるものとする。

第6 提出書類等

関税割当申請書に添付すべき書類、関税割当証明書の発給、その他関係事項に関しては、平成29年度の落花生の関税割当てについて(平成29年3月10日付け28国際第1309号関税割当公表第82号)による。

<注1> 本公表において落花生とは、生落花生のことをいう。

<注2> 本公表による関税割当ては、むきみ換算数量により行うものとし、
むきみ換算数量は、殻付き数量に0.75を乗じて得た数量とする。

<注3> 落花生の品種は、粒形等の形態的特性により数種類(バージニア・タイプ、スパニッシュ・タイプ等)に分類される。本公表において「バージニア・タイプ」とは、当該形態的特性により分類された一般的に大粒なバージニア・タイプを、「非バージニア・タイプ」とは、バージニア・タイプ以外のものをいう。